

被災者のみなさまへ

 政府広報

政府からのお知らせ

今号の特集は、みなさまの暮らしのお金の支援について。義援金の配分とは別に、当面の生活費を無利子でお貸しする仕組みから、返済不要の支援金の申し込みまで、生活再建に向けたさまざまな制度をご紹介します。

なお、今まで岩手・宮城・福島県内約1,200ヶ所の避難所に貼り出していたこの壁新聞ですが、前号からそれに加えて、被災地域の郵便局やJA(農協)、スーパー、コンビニエンスストアなど約3,800店舗にも掲示のご協力を頂けるようになりました。より多くの方々にこのお知らせが届くよう、さらに掲出場所の拡大に努めてまいります。

平成23年(2011年)4月22日

大切なお知らせ

屋外での作業時はマスク着用を。

気温上昇にともない、壊れたコンクリートや断熱材を用いた壁などの粉じんが大気中へ舞ったり、土砂などが乾燥して細かい粒子となったりします。これら粉じんなどを吸い込まないように、防じん用のマスクを着用し、こまめに手洗いやうがいなども行ってください。なお、災害復旧工事に従事される方に向けて、防じん用のマスク7万枚を厚生労働省の関係労働局において追加配布しています。

目や耳の不自由な方のご家族や周りのみなさまへ。

目や耳が不自由な方に対応することが必要なご家族やまわりの方に、相談窓口が開設されています。目の不自由な方の移動・食事時の支援や、耳の不自由な方への情報の伝え方についてなどのご相談をお受けしていますので、お困りのことがあれば以下の連絡先にご相談ください。

目の不自由な方

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部
本部 090-1704-0874 (終日)
岩手県 090-1704-2448 (終日)
宮城県 090-1704-0437 (終日)
福島県 024-531-4950 (火～日 9:00～17:00)

耳の不自由な方

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部
本部 03-3268-8847 (9:00～18:00)
岩手県 019-601-2020 (月～金 10:00～16:00)
宮城県 022-293-5531 (8:30～18:30)
福島県 024-522-0681 (月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:00)

発達障害のある方のご家族や周りのみなさまへ。

発達障害のある方は、日常生活の変化が苦手、感覚の刺激に想像以上に敏感といった特性から、避難所での指示が理解できなかつたり、大勢の人がいる環境が苦痛になったりすることがあります。こうした特性に配慮した、ご家族や周りのみなさまの理解と支援が必要です。

■お問い合わせ先 発達障害者支援センター

岩手県 019-601-2115 (月～金 9:00～17:00) 宮城県 022-376-5306 (月～木、土 9:00～16:30)
仙台市 022-375-0110 (月～金 8:30～17:00) 福島県 024-951-0352 (月～金 8:30～17:00)

原子力に関する質問にお答えします

首相官邸災害対策ページの「福島原発・放射能関連情報」のページに、「よくあるご質問」のコーナーを新設しました。今後とも充実させていきます。
<http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/index.html>

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。予めご了承ください。

FM仙台 (月～日 19:55～20:00) FM福島 (月～日 20:55～21:00) FM岩手 (月～金 20:55～21:00 土日 21:55～22:00) 東北放送 (月～日 21:55～22:00)
ラジオ福島 (月～金 21:45～21:50 土日 22:00～22:05) 岩手放送 (月～木 21:55～22:00 金 22:55～23:00 土 20:55～21:00 日 21:00～21:05)

福島の方へ ラジオ番組「守ります！福島～政府原子力被災者生活支援チームQ&A～」

福島原発に関する不安や、避難・屋内退避されているみなさまの生活支援に関する疑問にお答えしています。

ラジオ福島 (月～金 14:20～14:30 土 17:15～17:25 日 18:20～18:30) ふくしまFM (月～木 17:10～17:20 金 18:30～18:40 土日 14:55～15:00)
※放送内容は、インターネットでもご聴取いただけます。ラジオ福島=<http://www.rfc.jp>、ふくしまFM=<http://www.fmf.co.jp/>

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。

URL : <http://www.kantei.go.jp/saigai/>
または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



みなさまの暮らしのお金について

被災されたみなさまへ、さまざまな支援策をご用意しております。

当面の生活資金・生活再建の資金について

Q 家が全壊したのですが、被害が大きい場合の支援金がありますか？

A…2つの支援金の合計を受けることができます。

【被災者生活再建支援金】1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります) ※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

- ① 基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円
- ② 加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。

震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

※申請手続きが簡素化されています…●り災証明書:全壊の事実がわかる写真でも結構です ●住民票:提出が困難な場合、口頭で本人確認などであれば結構です ●預金通帳の写し:銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

■問い合わせ先…各市町村役場

Q 災害被害への融資がありますか？

A…一定所得以下の世帯に対して融資があります。

【災害援護資金】住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷した一定所得以下の世帯に対して、最高350万円を年利3%で融資します。最長5年間、返済を猶予します。

■問い合わせ先…各市町村役場

〈所得制限〉世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額

1人……………220万円

2人……………430万円

3人……………620万円

4人……………730万円

5人以上………1人増すごとに730万円に30万円追加

※ 居住が滅失した場合は1,270万円

Q さしあたっての生活費の援助がありますか？

A…被災された方へ10万円まで無利子でお貸しします。

【生活福祉資金】被災された1世帯につき、10万円まで(特別な場合には20万円)を無利子でお貸しします。当初1年間は返済する必要がありません。その後2年以内にご返済をお願いします。連帯保証人も不要です。

※ 特別な場合…●ご家族に亡くなった方がいる場合 ●ご家族に要介護者がいる場合 ●4人以上のご家族の場合 ●ご家族に重傷者、妊産婦、小学生などがいる場合などで、特に社会福祉協議会会長が認めるとき

■問い合わせ先…各市町村の社会福祉協議会

保険料などの支払いについて

Q 医療や年金の保険料の納付ができません。

A…猶予や減免をおこなっています。

保険料の納付が困難な場合は、医療保険料、年金保険料、介護保険料の納付猶予や減免をおこなっています。

■問い合わせ先…国民年金→市町村役場・年金事務所/健康保険・厚生年金保険→年金事務所/国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険→市町村役場

Q 保険証をなくしました。

A…なくても医療や介護サービスが受けられます。

氏名、生年月日などを申し出ただけであれば、治療や介護サービスが受けられます。被災された方で生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所などに申し出ただけであれば、診察代や介護サービス料(自己負担分)を支払う必要はありません。

金融機関の手続きについて

Q 通帳やカードをなくしました。

A…本人確認ができれば払い戻しや再発行ができます。他の金融機関でも払い戻しを取り扱っている場合があります。

口頭で本人確認ができれば1日10万円の預金を払い戻ししています。カードや通帳の再発行も受け付けています。

■問い合わせ先…各金融機関のホームページ、電話相談窓口

お取引金融機関以外の金融機関でも、通帳・カードがなくても預金の払い戻しを取り扱っている場合があります。

■問い合わせ先…全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、各金融機関のホームページ

Q 保険証券をなくしました。

A…簡単な手続きで保険金のお支払いに対応します。

保険証券や本人確認書類などをなくしてしまっても、簡単な手続きですぐにお支払いに応じるなど、みなさまの状況に応じて柔軟な対応をおこなっています。※どの会社と契約したかわからない場合は、生命保険協会、損害保険協会、各保険会社に照会してください。

■問い合わせ先…災害地域生保契約照会センター ☎0120-001731 地震保険契約会社照会センター ☎0120-501331

受付:月～金(祝日を除きます)9:00～17:00 ※携帯電話からも通話可能

その他

上記のほか、次のような支援が準備されています。国税・地方税の特別措置、雇用保険の失業等給付、授業料の減免、中小企業や農林漁業にかかる各種災害復旧貸付・保証制度など ※詳しくは市町村の窓口などにお問い合わせください。市町村の連絡先については「政府からのお知らせ」(壁新聞)第2号、中小企業については第4号、雇用保険については第5号もそれぞれご参照ください。